

平成 25 年第 3 回定例会 産業労働常任委員会

平成 25 年 12 月 17 日

佐々木委員

それでは、今回の委員会報告資料にしたがって質問させていただきます。

まず、若者の雇用対策について伺いたいと思います。

今、地域で様々な相談を受けているときに、新卒の大学生がなかなか就職できないという、そういう御相談も幾つかお聞きします。

その中で、様々な理由があるとは思いますが、その一つとしては、大企業志向というようなものも一つあるし、またできるだけ上場企業だとか、大きな会社に行くという親の方向性が、子供が中小企業の就職活動などに少し制限となっているというような感じがしてならないわけでありまして。その中で、平成 9 年ぐらいから国の方も様々な取り組んでいるのは存じ上げていますが、私自身も中小企業の良さをもっともっと分かってもらうためには、中小企業のインターンシップがやはり有効なんじゃないかと、そういうふうに思っています。様々な視察に参りましても、時々インターンシップの学生が、その企業ですとか団体だとかに来ていて、これから社会人になっていくための勉強を現場で身に付けていくという場面に出くわすこともあって、そういう取組を強化していけば、また中小企業の良さ、すばらしさというものは就職する新卒者も分かっていくのではないかと、こういうことを踏まえて質問させていただきますが、現時点で新規学卒者の内定状況について、まずお願いします。

雇用対策課長

平成 26 年 3 月に大学を卒業予定の全国の大学生の就職内定率が、先月、国の方から発表されました。その結果によれば、本年 10 月 1 日現在の就職内定率は 64.3%と、前年に比へまして 1.2 ポイント増加しまして、3 年連続の改善となっております。また、平成 26 年 3 月に県内の高校を卒業する生徒の就職内定率が先月、神奈川労働局から発表がありました。その結果によれば、10 月末現在の就職内定率は 50.1%で、前年に比べ 1.1 ポイント増加し、2 年連続の改善となっております。

佐々木委員

過去からすれば改善傾向ではあるというふうに見えるが、全体としてはまだまだ厳しい状況だというふうに思います。その調査の内容ですとか、県がどういう意見を持っているか、大企業志向の学生の状況について考えていること、または感じていることをお伺いします。

雇用対策課長

大企業志向の状況ということでございます。民間企業の調査機関が平成 26 年 3 月の大学卒業予定者を対象として実施しました大卒求人倍率調査によれば、企業規模別の就業希望者数の対前年増減率は、300 人未満の企業で見ますと本年は 1.0%のマイナスとなっております。ちなみに、前年が 1.2%のマイナスです。300 人から 999 人の規模の企業ですと、本年はマイナス 11.9%、前年はプラス 2.9%、1,000

人から4,999人の規模の企業で見ますと、本年は3.5%のプラス、前年は6.6%のマイナス、それから5,000人以上の規模の企業で見ますと、本年は5.2%のプラス、前年は15.2%のマイナスとなっておりまして、従業員1,000人以上の大手企業を希望する学生は前年よりも増加しております。

また、企業規模別の求人倍率で見ますと、300人未満の企業では本年3.26倍、前年は3.27倍、300人から999人の規模の企業を見ますと、本年は1.03倍、前年は0.93倍、1,000人から4,999人の規模の企業を見ますと、本年は0.79倍、前年は0.81倍、それから5,000人以上の規模の企業ですと、本年は0.54倍、昨年は0.60倍となっておりまして、大企業ほど狭き門となっている状況でございます。

佐々木委員

今の答弁にもありましたように、なかなか学生の志向は中小企業の方にやはり向いていないというような状況だというのが分かりましたが、県はそのような状況をどう考えて、それについてどう取り組んでいるのか。

雇用対策課長

中小企業の中には、リーマンショック後の景気後退期にあっても成長を維持して、また若者の採用意欲の高い企業もあります。そこで、県では中小企業と若年者のこのようなミスマッチの解消を図るということで、若年者に対しまして、中小企業の魅力等を分かりやすく紹介し、相互の理解を深めることを目的としました若年者就職支援プログラム事業を平成24年度から実施しております。

具体的には、市町村、商工会議所等と連携しながら、中小企業との交流会やセミナーを通じて、若者が中小企業に目を向けるきっかけづくりを行っております。また、その他にも県内の中小企業の高い技術力や成長性を実感できる見学ツアーなども実施しております。さらに、来年3月には神奈川県経営者協会と連携しましてポータルサイトを立ち上げまして、中小企業が持つ最新技術のPRですとか、経営者のインタビューなどを掲載して、中小企業で働くことの魅力を若者に伝える取組を進めてまいりたいと考えております。

佐々木委員

これからインターンシップの話をしていきますが、インターンシップがやはりミスマッチの解消ですとか中小企業へ就職しようという意欲を増していくのではないかと私は考えているんですけども、インターンシップについて県はどのように考えているのか、それから、現在どのように取り組んでいるのかお伺いします。

雇用対策課長

インターンシップは、学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うことで、学生や大学等の教育機関にとりましては、高い職業意識の育成、自主性、独自性のある人材の育成につながる、あるいは教育内容や方法の改善、充実といったメリットが、また企業にとっては、実践的な人材の育成ですとか、企業についての理解促進につながり、また大学等の教育機関への産業界のニーズの反映といったメリットがあります。そうしたことから、県といたしま

しては、若年者の雇用対策の一環として、効果があるものと考えております。

現在の本県のインターンシップに対する取組でございますが、県の職場に大学生や高校生を受け入れているほか、政策局におきましては、平成23年度から県内の大学や企業と連携し、学生が夏休み期間中に県内企業で5日間以上の実習を行う神奈川県版インターンシップモデル事業を実施していると承知しております。

佐々木委員

県庁そのものがインターンシップを取り入れているんですか。

雇用対策課長

繰り返しになりますけれども、県の職場に大学生ですとか高校生を受け入れています。

佐々木委員

もっと公務員というか、県庁もたくさん取り入れて、インターンシップの充実を自ら図っていただきたいと思います。

景気が悪いため、学生が全員中小企業でも就職できるかどうか、そういうことは今聞いても分からないと思いますが、大学側は社会人としてこれから長く社会に出て働いていくための教育の一環として、インターンシップをやっているわけです。ですから、企業の大学生獲得のためにやっているのではないという感覚でもちろんやっているわけです。それはそれで大事なことで、私はいいと思っているんですけれども、だからといって企業側が受け身でインターンシップを受けるという受け身ではなくて、攻めのインターンシップを企業側、中小企業側ももっともってやっていくべきなんじゃないかなと思うんです。

いろいろやっているのも分かりますが、どうしても教育の観点からのインターンシップということで、それを悪いと言っているんじゃないですけれども、中小企業側、雇用する側ももっともって積極的にインターンシップを取り入れて、中小企業全体として、こういうすばらしい技術を持っているところがあるんだというのを、もっともってアピールしていくためにも、政策局に任せるんじゃなくて、雇用対策課としても中小企業にインターンシップを取り入れていこうという動きを表明するべきで、もっともって積極的に関わって、自分たちもインターンシップを取り入れていこうとするべきじゃないかと、そういう働き掛けをする考えがあるかどうか、お伺いします。

雇用対策課長

中小企業にインターンシップを広めていくためには、まず手軽に活用できる仕組みづくりが必要であります。今年度、中小企業庁の補助事業で地域中小企業の人材確保・定着支援事業が都道府県ごとに実施されておりました、本県では(公社)学術・文化・産業ネットワーク多摩が実施するインターネットサイトでのインターンシップや求人のマッチング事業というものが採択されております。具体的には、県内中小企業が、じんナビという新しく構築されたサイトを通じてインターンシップの募集を行い、実習を希望する学生とサイト上でダイレクトに調整ができる仕組みとなっております。

12月13日現在で見ますと、県内中小企業約150社が登録しております。県といたしましては、この事業は若者と中小企業とのミスマッチの解消に効果的であると考えておりまして、企画提案の段階から、この事業のメンバーとして参加しております。今後も中小企業に、じんナビへの参画も呼び掛けるとともに、インターンシップの有効性を理解していただきまして、社内の受入体制を整えてもらえるよう、機会を捉えて周知を図ってまいります。

佐々木委員

今、じんナビと言ったけれども、三つぐらいの大学が教育的な観点からやっているという部分もあるんじゃないかなと思っているので、もっと多くの大学あるいは中小企業とマッチングできるように尽力していただきたいなど、そういうふうに思っています。

それから、もう一つ私が有効だと思っているのが、紹介予定派遣ということなんです。紹介予定派遣は、いろいろ生徒を紹介していくというのが非常によく、それもコネとかそういうことじゃなくて、良い学生とか、こういう志向がある人たちを中小企業に派遣していく、また信用もあるし、そういうことについて効果があると思うんですけれども、県としてはどういう取組とお考えであるのか、お伺いします。

雇用対策課長

紹介予定派遣は、派遣先に直接雇用されることを前提に、一定期間派遣社員として就業し、派遣期間終了時に派遣先企業と本人が合意した場合に、派遣先企業の正社員として雇用される、派遣契約の一類でございます。企業で一定期間実務に従事することになりますので、インターンシップ同様の効果があると考えております。

県では平成23年度から、この紹介予定派遣のスキームを活用した新卒未就職者等人材育成事業を実施しておりまして、平成24年度までの2年間で、計653人を派遣しまして、うち506人、77.5%の方が正社員として県内企業に就職するなど、一定の成果を上げているところでございます。この事業は、国の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用しておりますので、今年度をもって終了となりますが、12月12日に閣議決定されております国の平成25年度補正予算案では、国において紹介予定派遣を活用した事業を実施するとしておりますので、国の動向を注視してまいりたいと思っております。

佐々木委員

さっき申し上げた県庁へのインターンシップは何人ぐらいいるのでしょうか。

雇用対策課長

総務局及び教育局によりまして、大学生等が85人、高校生が141人で、合わせて226人でございます。

佐々木委員

今のところは是非インターンシップを強力に雇用対策課としても進めていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、新たな中小企業支援体制構築後の中小企業支援について伺いますが、この経緯とか、商工会議所と一緒にいろいろやってきたというのはお聞きをしていますので、新たな中小企業支援体制を組んだ中で、県の中小企業支援について、中小企業活性化推進計画、これは2012年から3年間やるということですがけれども、目標を掲げて、様々な事業を実施しているということで、商工会議所ももちろん連携して一緒になってやっているわけなんですけれども、何かこれをやったことによって新たな効果があったという事例などがあれば、是非お聞きしたいと思います。

中小企業支援課長

中小企業活性化推進計画で商工会等と連携して実施する取組の一つに、経営革新計画の承認、こちらを目標といたします経営革新の支援がございます。この取組は、企業が行う計画策定を支援するため、申請前の事前相談といたしまして、企業に何度も足を運び、経営状況を把握しながら助言、指導を実施するものでございます。新たな支援体制では、商工会等にこの事前相談の業務を担っていただくことになりました。商工会等におきましては、日頃の巡回指導などによる地域における個々の企業の実情を把握していく中で、きめ細かく相談対応などにより、取り組んでいただいているところでございます。その結果、現在までの経営革新計画の実績でございますが、平成24年度の承認件数は前年度の70件を大きく上回りまして99件となっております。目標である80件を達成したところであり、新たな支援体制に移行したことによる効果が表れたものと考えております。

佐々木委員

この中小企業活性化推進計画は2012年度から始まっていますが、2011年度ぐらいにつくってあるということですのでよろしいですか。

中小企業支援課長

御指摘のとおりでございます。

佐々木委員

ということは、産業労働局にエネルギー部門がまだ入っていない段階でつくったということなので、当時の商工労働局でつくったわけですが、その辺は今後、エネルギー部門が産業労働局に入ったことによって、あと残りの1年ちょっとの間で計画を改定したり、付け加えていくようなことを考えているのか、お伺いします。

産業・エネルギー部長

委員から御指摘のとおり、今の活性化計画はエネルギー部門が私ども産業労働局の方に来る前に策定をしたものでございますので、その中にエネルギー関係の施策等の位置付けというのはございません。

ただ、今、委員から御指摘をいただきましたように、来年、計画の改定時期を迎えることとなりますので、その中でエネルギー部門を産業政策の一環として位置付けたいという点がございます。これをどのような考え方、それからどのような施策を位置付けていくのか、最終的には県内の中小企業の振興にどのような形

で役立てていくのか、こういったことについて、じっくりと来年度検討していきたいというふうに考えてございます。

中小企業支援課長

現在の計画の中にも、方向性の一つといたしまして、競争力の高い産業の創出、育成、その中にエネルギー、環境関連、そしてライフサイエンスですとかロボット、こういったものを大きな方向性の中に取り入れているところでございます。その中で、部長が答弁いたしました来年改定を迎えます、この改定の中で、これらの産業についてどのように計画に取り入れることができるのか、また皆様と御相談しながら検討してまいりたいと考えております。

佐々木委員

先日、県内企業の経済動向といいますか、その資源をどうするかということで、産業の全体の底上げと、それから次世代の産業を生み出す、ロボット産業などの話も局長の方からありましたから、もちろん視野に入っているのでしょうけれども、大枠はあっても、中身の具体的なものというのは書き込んでいないように私は思うんですけれども、そういうことも含めて、局が違っているから、入ったから、出たからということではなくて、県民や企業にとってはそんなことは関係ないわけですから、そういうことも視野に入れて、検討するんじゃないかと、どんどん取り入れていくべきじゃないかなと、こういうふうに思うし、また、やっているんじゃないかと思うんですけれども、その辺どう考えていますか。

産業・エネルギー部長

言葉足らずで申し訳ございませんでした。現行の計画では、エネルギー部門関連ということで、もちろん位置付けはございますけれども、ただ、改めて産業政策の一環として、エネルギー関係をどのように捉えていくのかといったようなことにつきましては、改めて検討していきたいというふうに考えてございます。

もう一つは、やはり具体的な施策をどのような形で盛り込んでいくのか、それはやはりポイントは中小企業にとって、どのような形でメリットが生まれてくるのかといったようなことを含めて検討をすべきだというふうに考えてございます。

佐々木委員

だから、まだ1年間残っているわけですよ。それを今どうするんだということを知っているんだけど。

産業・エネルギー部長

失礼いたしました。現行の計画でも、もちろんそういった位置付けがないわけではございませんので、それにつきまして、中小企業が、例えばそういったエネルギー分野の事業にいろいろな形で参画できるような、そういった取組も現在進めさせていただいている部分もございます。そういったことを更に充実させていくということを中心掛けて、今年度、来年度に向けても事業展開をしていきたいというふうに考えてございます。

佐々木委員

計画をつくる側ではなくて、県民の立場に立って具体的なものを、計画どおり

に、取り入れていけばいいだけなんじゃないかと思うので、是非その辺は計画を
変えるということではなく、どんどん取り入れていくということでもいいんですか。
産業・エネルギー部長

今、委員から御指摘ございました、計画に位置付ければいいということではな
くて、一番大事なことは、やはり中小企業の皆さんに実感を持っていただけるよ
うな施策を展開していくことだと思います。そうした意味で、この計画の中にき
ちんとそういう部分を施策として盛り込んでいきたい、そのような方向で検討し
ていきたいというふうに考えてございます。

佐々木委員

中小企業の支援の話に戻りますけれども、まず実情を知るには、やはり職員の
特に若い人たちを現場に行かせてほしいんですよね。ここにいらっしゃる皆様は
若い職員のころは、みんな現場に出た人ばかりだと。会う課長皆から聞いている
んですけれども、昔はよく現場に行きましたよ、そこでいろいろなことを勉強し
ましたよと言うんですけども、今の若い職員は皆さんに出してもらえないですよ
ね。

私、本会議でも前に聞いたことがあるんですけれども、現状は出していると、
松沢知事のときも、マンスリー、ウィークリー訪問をやっていて、どんどん県庁
の職員には外へ出ろと言っていますと。ただ、知事と職員では全然違うんですよ
ね。私は若い職員をどんどん課長たちが現場に行かせていただきたいと思って
いるんです。特に、中小企業の厳しい実情などをつぶさに分かってもらうため
にも、月に1回とか順番に、部下が20人いたら1年間に1回は行かせるとか、そ
ういうふうに厳しい現状とか支援なんかには直接携わって汗をかいてくることも必要
じゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

産業労働局総務室長

職員の人材育成でございますけれども、産業労働局でも職員力が発揮できる職
場づくりの推進を今年度の局の取組方針に掲げまして、人材育成に努めておりま
す。

現在も企業の神奈川中小企業成長支援ステーションの職員が商工会のサポート
のために経営現場を訪問したり、産業エネルギー部の各課が各種事業の調査など
のために企業に赴くこともございます。委員お話しのように、企業の現場を訪ね
て経営者のお話を聞いたり、現場の実際のところを見ることは大変大事だと思っ
ておりますので、そうしたことから、今年度から現場訪問研修というのを始めて
おります。

これについては、局外からの転入者を対象に、今年度は7月に局の主要な出先
であります産業技術センターを訪問して研修させていただきますけれども、来年度
におきましては、その対象者ですとか訪問先を増やしまして、民間企業の現場で
の研修、こういうものについても検討していきたいと思っております。

佐々木委員

是非若い職員の人材育成のためにも、更に強力で推進していただければと思

ますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、中小企業の金融支援についてお聞きしたいと思ひます。

県も様々な調査を頑張っているのを存じ上げておりますけれども、特に、景気は緩やかな回復だと説明を受けましたけれども、調査をされた中で小規模事業者の現状を教えてくださいませんか。

金融課長

私どもの調査でございますが、県内中小企業1,300社を対象に行っております。その調査の中で、御質問ありました小規模な企業の方についてですが、まず収益の状況について申し上げますと、従業員規模で30名以下の企業では4割近くが赤字となっております。一方、それ以上の企業については、赤字は約1割という状況でございます。また、直近の状況でございますが、30名以下の企業については、16.4%が悪くなったという回答でございます。一方、それ以上の企業につきましては、悪くなったという回答は6.3%にとどまっております。

次に、資金の関係で資金調達の状況についてですが、こちらにつきましては、30名以下の企業については、4割近くがどちらかといえば不十分、あるいは不十分というふうに回答しております。それ以上の企業につきましては、同様の回答は約2割にとどまっております。こういう状況でございます。

佐々木委員

まだまだ小規模企業の置かれている現状は厳しいということで、今後、波及してくる間に倒産してしまつてはしようがないということもあるので、金融課をはじめ、様々な支援をしていただきたいなど、こういうふうに思っているわけです。

融資の利率を0.2%引き下げたということで、これは相当御努力をなさったんだなというふうには思っています。本当はもうちょっと下げただけければ、よりいいんでしょうけれども、最大の努力をなさったんだなというふうに思っておりますが、金融機関の反応などは、そのときどうだったのか、御努力した結果等を報告ください。

金融課長

今回の金利引下げにつきましては、県が財政負担を伴わない形でやらせていただいております。したがいまして、今回、金融機関といたしましては、県からの預託金の追加というものがございませんので、金利の引下げを行うということは、本来得られるはずの金利収入をあえて失うということになります。しかしながら、繰り返し私どもの方で各金融機関に訪問を重ねまして、丁寧に御説明をしたところで、支援の必要性について御理解をいただき、今回の引下げができたものでございます。

金融機関からは、特に地域に密着している信用金庫からは、地域の中小企業の経営課題というのは非常に多岐にわたっており、個々になかなか難しい問題があるということで、やはり特に財務基盤がぜい弱な小規模企業、こちらの支援については前向きに協力したいという申出をいただいております。

佐々木委員

先日、局長の答弁に、中小企業全体の底上げをしていくという御発言がありまして、非常に大事だなと思っておりますので、最後に、今後の中小企業に対する金融支援の取組についてお伺いいたします。

金融課長

県内事業所の9割以上は中小企業ということで、その中にはいまだ経営状況の改善が十分に図れていないという企業もございます。また、商工リサーチの先日の調査結果からは、規模の小さな企業の倒産が増えているという結果も出ております。そうしたことから、景気は回復しつつあるというものの、いまだ厳しい経営状況も続いているというふうに考えております。県といたしましては、中小企業を活性化し、中小企業の皆様が景気回復を実感できるよう、地域産業のけん引役となる競争力の高い産業の創出、育成を行うとともに、地域産業の底上げを図ることが重要であると考えております。

そこで、今後の中小企業に対する金融支援でございますが、中小企業の皆さんを支えるベースとなるのが制度融資であると思っておりますので、引き続き資金ニーズを捉えた制度融資の改善に取り組みまして、中小企業の経営基盤の強化と経営の安定化に努めてまいりたいと考えております。

佐々木委員

厳しい現状がありますので、是非金融支援をしっかりと、小規模事業者には、特にお願いしたいと思っております。

最後に、1点だけお聞きしたいと思っております。

神奈川なでしこブランドについてお伺いします。このアドバイザー委員会の構成メンバーがどういう方々なのかということと、それから、この認定をこれから1月にされる団体、企業などがどういうメリットがあり、どういうPRを県としてはしていくのかということをお伺いしたいと思っておりますが、なでしこブランドを今度は育ててもいかなきゃいけないと思うんですよね。私は、なでしこクロスファンクショナルじゃないですけども、なでしこ商品同士のコラボで総合的に売上げが伸びたですとか、神奈川ブランドとのコラボですとか、なでしこブランドの威力をどんどん産業発展のために使っていくべきだというふうに思うんです。いろいろな商品とか形態のものがあると思うので、そういうものを弾みとしていくことが大事だと思っておりますので、どういうことを考えているのか、その大きく2点をお伺いします。

労政福祉課長

アドバイザー委員会の構成でございますけれども、9名の方に委員をお願いしております。具体的には、新たな商品やサービスについての開発とか評価とか、そういう点に造詣の深い有識者の方でありますとか、女性の活躍の促進、ワーク・ライフ・バランスなどに関して研究されている方の方でありますとか、また実際にビジネスに携わって現場の世界で活躍されている女性実業家の方、またマスコミ関係者の方など、そういう方に県の関係者を加えた構成としております。

また、今後どのように育てていくかということをございますけれども、神奈川なでしこブランドを今後事業展開していくに当たりまして、重要なポイントというのは大きく二つあるかと思えます。

一つは、なでしこブランドの認知度を高めまして、知名度を上げていくことをございます。多くの企業に、あるいは県民になでしこブランドの存在を知っていただくことによりまして、女性の活躍の効果というものを実感していただくことが可能になり、そのことによって企業における女性の活躍を推進するきっかけとなる、併せて、女性の活躍促進に向けての社会機運の醸成も図られるのではないかと考えております。

二つ目といたしましては、神奈川なでしこブランドのブランドイメージを維持していくことが重要かと考えております。ブランドイメージを高いレベルで維持することによりまして、女性の活躍の効果を強くアピールでき、また、引き続き来年度以降募集する際に、ブランドイメージが良ければ、多くの企業からの応募が期待できるということをございます。

このようにブランドの認知度を高めて、イメージを高く維持することで女性の活躍の効果について、広く企業や県民の方に周知することができまして、女性の活躍の促進につながるものと考えております。

また今後、神奈川なでしこブランドの具体的な展開を検討していく中で、委員からの御提案についても、併せて検討させていただけたらと考えております。

佐々木委員

最後に、要望ですけれども、効果的に女性の活躍を進めていただいて、県内の事業の活性化にも今後とも積極的に取り組んでいただきたいなと要望して終わります。

意見発表

佐々木委員

公明党を代表して、今定例会の議案並びに報告事項に対して意見を述べます。

まず、若年者雇用対策についてです。

経済政策で最も大事なものは、雇用対策であります。このたび厚生労働省は、公明党の中野衆議院議員が11月6日の国会質問で提案した2015年春の卒業生に向けた求人から、ハローワークを通じて大学生を採用する企業に対して、大学新卒者用の求人票に過去3年間の採用者数と離職者数の記入欄を設けました。ブラック企業対策としても、また若者が就職活動をする上で必要な就職関連情報の公開を促すことは、雇用のミスマッチを減らす上で重要であると考えます。しかし、現状は、いまだに学生の目は大企業に向いており、ますますミスマッチが拡大するのではないかと、中小企業の人材確保が困難になるのではないかと心配するところではあります。その対策として、インターンシップは学生にも中小企業にもメリットのある取組であることから、是非雇用対策の観点から、企業側においてもインターンシップの取組が広がるよう、県には努力をしていただくことを要望いたします。

次に、新たな中小企業支援体制構築後の中小企業支援についてです。

県は、緊急財政対策における県単独補助金の見直しの中で、商工会、商工会議所に対する補助金については、平成23年度から地域県政総合センターで実施した事業を商工会等に移管して、新たな中小企業支援体制を構築し、新体制移行後の実績に基づき、事業効果の検証を実施したところですが、中小企業の現場では、まだまだ景気の回復を感じていないのが現状です。今後、県は中小企業活性化推進計画を基に、新エネルギー分野やロボット産業など、次の産業を生み出す支援に取り組むとともに、県が全体の産業の底上げに全力で取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、中小企業への金融支援についてです。

委員会資料で、経済雇用対策の強化について報告があり、県として年末、年度末に向けて対策を講ずるということであります。私は、地域で経営者の方々から直接お話を伺っていると、日々の資金繰りに苦労している中小企業が多く、景気が回復しているとはとても思えない現状です。先日の当委員会でも、局長も肌感覚で景気を感じる必要性について発言がありましたが、より実効性のある支援を行うには、まず現場の実態をきちんと把握することが重要と考えます。金融課では、規模別の調査を実施し、中小企業向けの融資利率を0.2%引き下げるなどの努力はしているものの、小規模な企業をはじめとした中小企業が置かれた経営環境は、いまだ厳しいと考えます。県は、このような中小企業の現状をしっかりと把握するとともに、金融支援の充実に取り組んでいただくことを要望いたします。

最後に、神奈川なでしこブランドについてです。

女性の活躍の効果を広く社会に伝え、機運を高め、最終的には女性が活躍することが当たり前となるよう、是非中長期的な視点で神奈川なでしこブランド事業を戦略的に展開してほしいと思います。そのためには、初めて認定された商品をPRする来年度の取組が非常に重要になることから、是非これまでの行政のやり方を超えた画期的なインパクトある戦略的PRを行っていただきたいと思います。

財政状況が厳しい中、知恵を絞った広報が重要なことはもちろんですが、行政で不得手な部分は民間の力を借りることも有効だと思います。今後、神奈川なでしこブランドのイメージをしっかりと築き上げ、効果的に女性の活躍を進めるために、是非積極的な事業展開を要望いたします。

以上、今定例会に付託された議案に賛成をいたします。